會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二·一第卷八十五第

高田博士還曆記念論文集

١

朩 ス 0) 經 濟 思 想

١

É 杉 庄 郎

である。 更に重要なことは、 思想家はないと云つてよからう。 らではない。 成立史上にその名を記錄さるべき理由をもつ。 の後におけるイギリス經濟學の前驅とも見らるべきものを含んでゐる。その意味において彼もまた近代經濟學の 家といふよりは政治哲學者たるにある。 思想家が見落すことのできない重要性をもつてゐることが知られる。 へるといつた意味においてヾはない。 て捉へてゐる點である。 部の經濟學者ではなくて ギリスにおける近代經濟學の成立史を調べて行くと、 自由主義經濟學の支配にもかゝはらず重商主義的な思想や政策が生き續けてきたと云はれると同じ意味 現代の我々にとつてそれ以上に重要だと考へられるのは、彼が經濟をどこまでも國家の内部にお 國家と經濟に關するホツ 實際、 イギリスの思想家にしてホツブスほど明確に經濟問題を國家的見地から考察した 國民的傳統的な經濟觀にとつては決して異端視さるべきものではないといふこと しかもそれは決して大陸におけるごとく經濟問題を主として財政問題として捉 問題となつてゐるのはどこまでも近代的國民經濟なのである。 しかしながら、 ブス的な考へ方が自由主義經濟學の祖國たるイギリ しかし現在ホツブス研究が意義をもつのは單にそれだけの理 彼が政治哲學上の諸論著に開陳してゐる經濟思想は、そ トーマス・ホツブス (Thomas Hobbes, 1588—1679)といふ ホツブスの本領は云ふまでもなく經濟思想 えた のみならず おける 由

これらの理由からして私はイギリス經濟學の根本性格を見究めるための一つの手がかりとしてポツブスの經濟思 において、 我々は、 ホツブス的思想がイギリス的現實の中に生きて働いてきたと云ひうる理由をもつのである。

想を檢討して見ようと思ふのである。

wealth Ecclesiastical and Civill, 1651) の第二篇第二十四章の冒頭につぎのごとく述べてゐる。「國家の營養 (the ホツブスは國家をリヴアイアサン (Levialhan) と呼ぶ人工的人間と汚へ、經濟をその營養と生殖において考へて まづ前者に関して彼は有名な『リヴアイアサン』(Leviathan, or The Matter, Forme, and Power of a Common-

Life) すなはち調理もしくは調達 (Concoction, or Preparation) および (調理された場合には) 便宜な導管による公共的使 Nutrition of a Common-wealth) は生活に役立つ物質の豐富と分配 (the Plenty, and Distribution of Materials conducing to 、のその運搬に存する。」と。彼が國家の營養といふのは、大體において、生産と分配のことであると云つてよ

۔ ای

受取るための勞働や勤勞 (the labour and industry) 以上のものを必要としないのである。そのかぎり、 物より成るのであるが、神はそれらを惜氣なく地中もしくは地表近く我々の前に置いてきたのであつて、それを 類に無償で與へるか乃至は勞働に對して賣る財貨に限定されるものである。けだしこの營養物は動物や植物や鍍 の豐富といふてとに關しては、それは自然によつて(我々の共同の母の二つの乳房たる)土地と海から神が通常人 に想到してゐるのは、 といふことがその出發點であることに氣づき、富の源泉どしての、したがつてまた經濟の原理としての人間勞働 右のごとくホップスが國家の營養として把握した經濟生活においては生産すなはち彼の所謂調理もしくは調達 注目に値する重要な點でなければならない。その點に關して彼はかう云つてゐる。 豐富は(神の 「物質

恩惠についでは) 單に人々の勞働と勤勞に依存するにすぎないのである。」と(『リヴアイアサン』

taking Prey)といふ一般的稱呼の下に昔は獲得術の中に數へられた、そしてそれは市民社會構成前の家族に分散し めるが、 げられる。 は一般化したり普及せしめたりさるべきではない。けだし利得を目的とする戰爭は賭博のやうなものであつて、 できるからである。 ないやうな海中の島に建設された都市も、農業や漁業がなくとも、商業や手工業だけでもつて富裕になることが とが必要である、勞働と節約 (labour and thrift) がそれである。 第三の手段としては土地や海の天然の生産物があ 會哲學入門』(Philosophical Rudiments concerning Government and Society, London 1651) によるのであるが とを必要としなかつたばかりでなく、 つて購入した領土によつて時としては共同の富を大いに改善し、ために彼等は貧しい臣民から租税を徴収するこ もないからである。 てゐた人類によつて公正にして名學なこと、考へられた。 窩裕ならば人口が一層大でありうるといふことは疑ひない。 『市民論』(Elementorum Philosophiae, Sectio tertia, De Cive. Paris 1642) ----こくではそのイギリス譯『政治および社 ホツブスは富の源泉に關して一層詳しくつぎのごとく述べてゐる。「臣民を富裕ならしめるには二つのて 層しば~~それを減少せしめる。最初の二つだけが必要である。けだしやつと居住するに足るにすぎ 第四の手段もあるのであつて、戰爭 (militia) がそれである、戰爭は時としては臣民の貯財を增大せし 偉大な諸國家すなはちローマやアゼンスのそれは戰利品や外國からの朝貢や彼等が武力によ しかし、もし彼等が領土をもつならば、 各臣民に對して貨幣と土地との兩方を分配した。 けだし掠奪は小さな力で遂行される戰爭以外の 彼等は同數をもつてすれば一層富裕となり、 しかし第四の戰爭は掠奪もしくは排獲 (booting or しか しこの種 の富の増加 同

物と勢働と節約との三つだけが臣民を富裕ならしめるに適宜のものであるから、 それによつて多くの者はその財産を失ふが、 その財産を殖す者も殆んどないからである。 支配者の義務はこの三つだけ それゆえ土地や海 の産い K

關係をもつであらう。」と

(第十三章第十四節)。

华八月) なければならない。 これに反し、 配する生産方法を暴底とし、 はるべき側 ればならない。 ふことが經濟生活の ばならない。 のである。 られてゐるといふ意味において重要であるばかりでなく、 るた點を高く評價すると同時に、 は封建的諸秩序に反抗して働く者の立場から自己を形成してきたのである、 右のごとくホツブスが そこにおいてもすでに生産の主體的契機としての勤勞が真視されてゐる點に氣づくのである。近代的經 一面をもつてゐたのである。 4: ッ 來るべき新時代の經濟生活の根本原理は生産の主體的契機としての勤勞すなはち働くといふことで そこに宮の源泉をもつばら外國貿易に見た軍商主義の立場を越えて行くことのできる手がかり て の Ź つて私は言つた、 ス 見 資本をもつて利潤を獲得すること即ち儲けるといふことではなくて、 の政治哲學はこのやうな立場から自己を形成して行つた近代的經濟體制の最初の自覺とも云 原動力となるのでなければならない。資本主義ないし營利主義ではなくて、 地 から資本主義的經濟體制の成立期にそれを基礎づけようとした經濟思想を囘顧して見る 「富の源泉を勞働や勤勞に發見してゐる點はきはめて重要な意味のあることがらでなけ __ 切の經濟過程が資本に隸屬せしめられるといふ意味において資本主義的である。 近代の經濟生活は土地と勞働と資本といふ三つの所謂生産要素のうち資本の支 彼の思想の中にもその勤勞が資本主義的自己分裂に陥つて行く傾向 しかしながら我々は、 トツ さらにそれ以上の深い意味をもつてゐると云つてよ ブ スが生産の主體的契機としての勤勞を重視 ے (ペッテイの經濟理論本誌昭和十 國家のために働くとい 勤勢主義でなけ 0 が 濟體 萴 n

ナ

ź

n

經濟思想

る。 きる手がかりが與へられてゐたのである。 たっ しそれが確立して行くにつれて、近代的經濟體制は自己を疎外して資本主義的經濟體制となつて行つた。 にそれを基礎づけようとした經濟思想においてもすでに生産の主體的契機としての勤勞が重視されてゐた。 とを見逃してはたらないであらう。この點に關して私は同じ論文において言つた、 た項商主義を完全に脱却するところまでは行つてゐない。 して經濟學史の上から見ると、 ても妥賞する。 ての勤礬が資本活動と單なる直接の肉體的生産活動とへ分裂して行つたのであると。 いふことが自己の利益のために働くといふことであつたからである。 しかしそれにしても、 ホツブスをして宮の源泉を勤勞に發見せしめた根本の立場についてはこのやうな重要な限界があるにはあつ ホツブスの政治經濟思想においても、 彼が富の源泉を勢働や勤勞に發見したことだけはどこまでも正しかつたのである。 そこに富の源泉をもつばら外國貿易に見た重商主義的見解を越えて行くことので もつともホツプス自身は後に見るごとくまだ富の源泉を外國貿易に見 個人の幸福といふことがその出發點となつてゐるからであ 富の源泉を生産部面に求め、 そしてまたそこから生産の主體的契機とし 資本主義的經濟體制の成立期 このことはホッブスについ そこから全經濟生活を反 働くと しか そ

働や勤勞によつて規定される側面のあることには全く想到してゐない。 價値の視念についても同じてとが云へる。すなはち彼はまだ富の根源としての勞働が價値にか こ」はり をもつも

省するといふところまでは行つてゐないのである。

やがて見るごとく彼は所有權のごときも富の根源としての勞

(Price) である、 のとは汚へてゐないのである。 彼は述べてゐる。 すなはちその人の力の使用に對して與へられるであらうものに等しい、 「ある人の價値 價値は生産の側ではなくて需要の側から規定されるといふのがホツブスの價値觀 (Value or Worth) は他のすべての物のそれと同じく したがつて絶對的ではな その

(just value) とは彼等が甘んじて與へるものである、」と(同第十五章)。 このやうにホツブスは價値をもつばら需要の wirtschaftslehre im sechzehnten und siebzehnten. Jahrhundert Leipzig 1851, 5 75.) などの云ふごとくホツブスに勢働質値 說の萠芽を認めるといふやうなことは不可能なのである。 側から決定されるものとなしてゐるのであつて、ロツシヤー (Wilhelm Roscher, Zur Geschichte der englischen Volks-値 (true Value) はそれが他人によつて評價される以上のものではないからである。」と(『リヴァイアヴン』第十章)。 或る人をして(大浜の人々が爲すととく)自分で自分の價値を能ふかぎり高く評價せしめるにしても、その眞實の價 格をもつ、しかし平時はさうでない。博識にして清廉を裁制官は平時には價値が大であるが、戰時には大した價 他人の必要と判斷に依存するものである。有能な軍隊の指揮者は職時もしくは準戰時においては多大の價 「契約されたすべての物の價値は契約者の欲望 (Appetite) によつて測定される、 しかして他の物におけると同じく人間においても、質手ではなくて買手が價格を決定する。けだし したがつて公正な價値

ತ್ತ する一面をもつてねたホツブスが重商主義的見解を脱却するところまで行つてゐないことを明かにするからであ 彼は貨幣をもつて「國家の血液」(Blond of a Common-wealth)となし、つぎのごとく述べてゐる。 ップスの價値觀について述べたついでに、貨幣觀を見ておきたい。それがまた、富の眞實の源泉に迫らうと

かしてこれは金や銀や貨幣以外の何物でもない。けだし金や銀は、(なにしろ)世界のほとんどすべての國におい が等しく且つ持運ぶことができて人々が方々へ動いて行くのを妨げないやうな或る物に選元することである。 或る人が何處においてゞあれその場所の提供するごとき營養物をもちうるといふてとを目的として、價値 (Concretion)といふのは、今たゞちに消費されないで將來における營養のために留保される一切の貨

質から作られ、 外においてどあらうと、 な調理は云はゞ國家の血液生成 (Sanguification of the Common-wealth) である、けだし自然の血液も同樣に土地の果 と移轉して行き、 からである。 者がその鑄造に用ひる材料が何であらうと)その國家の臣民の間においては他のすべての物の價値の十分な尺度である 、評價されるので、 その尺度によつて一切の商品は、 循環しながら途中において人間の身體のあらゆる部分を養ふからである。 (それが頭過するにあたっては)そのあらゆる部分を養ひながら循環して行く。 **諮國民間における他のすべての物の價値の便宜な尺度であり、** 彼の赴くすべての場所へ同行せしめられる。 動産も不動産も、 或る人の普通の居住地の範圍内であらうと範圍 そしてそれはその國家の かつ貨幣は そのかぎりこのやう 内部で人から人へ (一國家の

國家をしてその軍隊を動かし、 てもまたそれは法律の變化およびそれによる價値の減少を発れないのであつて、 必需品を供給せしめるといふ特権をもつ。 るに卑金屬貨幣は容易にその價値を引上げたり引下げたりすることができるのである。 権力によつて變更せしめられえず、 「しかして銀や金はその價値を材料そのものからもつが故に、それらは先づその價値が一國家もしくは數國家の 大氣の變化に堪えることができないから、 必要な場合にはそれを外國に派遣し、かつ旅行する私の臣民のみならず全軍隊 ために總ての場所における諸商品の共通尺度であるといふ特權をもつ。 しかるに材料の大したものではない鑄貨は、 國内においてのみその效力をもつにすぎない、國内におい その結果それをもつ人々はしば その職分の刻印がなかつ 第二に、 銀や金は諸 しか Ø

液と解することによつて、 は貨幣をもつて富そのものと考へてゐたわけではない。 彼は、 貨幣の本質を流通手段として捉へてゐたのである。 貨幣とくに金銀を國家といふ人工的 しかし右に見られるごとく 人間 の血

:損失を蒙るのである。」 (同第二十四章

瀰然金銀貨を尊重してゐる彼の貨幣觀のうちには重商主義的見解に共通するところがあると云つてよいであらう。

ある、 ち **勢働を商品と見てゐるばかりでなく、外國貿易をも勢働として概念してゐる。そしてそこに、** 部分は方々 dity exchangeable for benefit) であるからである。 勞働によつて得られるといふのは人間の勞働もまた他の何らかの物と同じく利益と交換されうる商品 (a commo-よつてこれらの欲望を充す、そしてそれは交換か正當な職爭か勞働かのいづれかによつで得られるのであるが、 入されるものである。 産品であり、 思想はホツブスには見當らない。 てをり、 はゆる勞働や勤勞は市民社會的範疇としての刻印を帶びてゐるのであつて、それは第一に個人主義的に概念され 水 全體の維持と運動に必要な一切の物を生産するものはなく、 彼が正しくも宮の源泉と考へた勞働もしくは勤勞が獨特の限定を伴つてゐるといふ點である。 ツブス 國內で得られる餘剩品はもはや餘計なものとはならないで、外國において得ることのできるもの」 その ・ツブ 第二に物として商品として把握されてゐる。 ر در ·力を維持するばかりでなく増加せしめてきた國家があるのである。」と(同上)。 を取引して廻る勞働により且つ一部分はその原料が他所からもたらされた製造品を賣却することによ スは外國貿易の必然性を說明してかう云つてゐる。 ! 重商主義的見解を十分に脱却した 立場に立つてゐなかつた結果として、 部分は外國品である。 しかして、 「一國家の支配糖に服する領土にして、(それがきはめて廣範である場合を別とすれ したがつてこしでは勞働の物的把握について注意するにとゞめておく。 國産品とは國家の領土内で得られるものであり、 そして住居を提供する以上の領土をもたないに もつとも、 營養物は普通商品と呼ばれる。 また必要以上の何物かを生産しない 第一の點を吟味すべき手がかりを與へるやうな 見逃すことのできないの 外國品とは領土外から輸 このやうにホ 彼が富の源泉を勞 もかりはらず、 そして一部分は國 ものも稀で ッ ナなは 彼のい グスは 輸入に

ス〇

働 泔 ななほ اح _. خار いめな 後に述べ が Ġ, Ą 商主義思想を脱却しえなかつた理由があるのである。 자 ツブ スと重商主義との關係に つ

ねる。 檣をもたない者は作ることのできない法に存するのである。」 (同上)。 このやうにホツブスは所有機を主機 國家の結果であつて、 のものであるからである。 人の隣人に對する不斷の戰爭があり、 あつて、 ころを見てきたのであるが、つぎに分配に闘する思想を見て行かりと思ふ。その點に關して彼はまづかう書 以 邗 「このやうな營養物の分配が私のものや汝のものや彼のもの即ち一言で云へは所有權 (Propriety) あらゆる種類の國家において主權者の權力に屬する。けだし、國家の存在しないところにおいては、 は ホ ッ ブスのいはゆる國家の營養のうち物質の豐富すなはち調理もしくは調達について述べてゐると 國家を代表する人格によつてのみなされうるにすぎない、卽ち主權者の行爲にすぎず、 てれは所有機でもなければ共有でもなくて不確實である……それゆえ所有權の成立は したがつてあらゆる物はそれを獲得し且つそれを實力によつて保持する人 者の分 制定で 主

贴 Ż, 却に鑑み、 へると ブ ス 彼は國家經濟の問題として生産物の分配だけではなく生産手段の分配をも取上げてゐるので の所謂分配においてまづ問題となるのは土地の分配であるが、 ホツブスによる問題の扱ひ方はかへつて示唆的なものをもつてゐると云ふべきではなからうか。 それに闘する彼の見解を見る前 言ひ 所

配といふことでもつて基礎づけてゐる。

この種の分配は經濟學の普通前提して關說しないところであるが

その

1

ろには、 有權の 戊 所) ~]] 有権はない、 を関 家 權力に依存せしめる彼の見解に對して一言しておきたい。 所有權は國家權力の組織と共に始まるとはホツブスの著書の諸所に見られる思想である。 强制的權力すなはち國家のない

たとへば彼は『市民論』の中に書いてゐる。

の意志を含み、 國家全體すなはち主権者の法と權力によつて保持しうる物だけが彼に固有のものとなるといふことになる。 もつて自分のものと主張してはならないやうなものはない では或る人に問有に励する物は何もありえないから、 の拘束を受けるからであるといふことを知る。 國家の設立される以前においては總での物が總での人々に所屬した、そして總での物が共有されてゐるとで令 かつ彼は各個人によって最高の裁判官たらしめられたのである) は 各個の市民が同市民のうちの何人も權利をもたない物に對して所有權をもつのは彼等が同じ法 しかし各個の市民は、 或る人が自分のものと呼び得るのに、 から、 所有権の始るのは國家の始る時であり、 が橢利をもたないやうな 所有權をもたない 主機者(その命令は法であり、 他の人は同じ権利を その意志は各人 各人が

のである。」(第六章第十五節、第十二章第七節)

も所有の對象となるものはすべて何等かの意味において人間の勤勞の所産でなければならず、 憲法の原則的保證をまつて初めて安固たりうるのであつて、 ることなしに、 所有權が成立するためには國家權力の認容に先立つて所有の對象とその事實が存在しなければならないが、 るといふことを忘れてはならない。 ればならない。 10 勤勞が おもふに、 體化されてゐるといふことがその認客に對する究極の根據となるのでなければならない。 國家權力なくして所有權なしといふ主張は全く正しいと云はなければならない。國家權力を前提す 所有權は存立しえないのである。あらゆる近代國家の憲法は所有權を保證してゐるが、 しかしながらそれと同時に、國家權力が所有權にかゝはりをもつのは王としてその享受にかゝは 國家は所 有權を認容しはするが、 そのかぎり所有權は國家権力を前提すると云はなけ 所有權の對象たる物を作るものではな そして所有の 所有權は 所有權 對象 しか

ップスの經濟思想

の側面を取上げることによつて可能となるであらう。 から見るだけでは、 の側から見てゐると云はなければならない。國家の認容は所有權の享受にかゝはるのである。 もつと云つてよい。 勤勞を條件として所 與を素材として人間の作るものだと云つてよいのである。 保するためには人間が自ら働かなければならない。 軍に自然に與へられると云つたものではない。 物質に對する支配としての所有權もしくは財産權の承認さるべき自然的根據があるのである。 物質を必要とする。 れは決して無條件ではない。 それが人間の生存に役立ちうるためには加工されなければならない。 の根柢は人間 しかるにホッブスが所有權を單に國家權力にかゝはらしめる場合、 したがつて人間は自己の生存に必要な外的物質を確保しなければならぬ。 所有權の本質は理解されえない。 有權が成立するのである。 の生存といふことに求められねばならないであらう。 人間の生存に必要な物質は、 かくして所有權はその根據として勤勞と享受といふ二つの支柱を 自然に與へられるものが直ちに使用されうる場合にも、 のみならず、 所有権に闘する具體的な觀念は、 ロックの創唱した勞働所有權說の主張するやうな側 そして作るといふこと換言すれば働くといふこと即ち 普通の狀態における空氣や水のごときを別とすれば、 自然に與へられるもの は大抵は案材にすぎな 人間の生存に必要な物質は、 人間は生きて行くためには諸 享受の 彼はそれをもつばら享受 しかし享受の側 側 しかしながら、こ そしてそこに外的 面 に併せて勤勞 自然の所 それを確 種 面が あ外 所 的

勞働は、 が具體的

イエーリス所有機

ンクなどの主張するごとく、

|権の一契機として含みこまれなければならないのであつて、云はゞホツブ

の理論に到途する道でなければならないであらう。

勿論、

p

ツク流の勞働所

有權

說

0

はゆる

スとロツクとを綜合し止揚すること

かどろかは疑はしい。

所有權の基礎としての勤勞は單なる肉體的生産活動のほかに精神的生産活動をも含めた康

手や腕の勞働ばかりでなく精神や技能の勞働を含めたものである

なら 7 3, とも云はるべき傾向を示してゐる。 脳する。 ばならない。 のである。 でも共同體的 る十分の自覺をもつてゐない ッ の勤勞すなはち經濟的生産活動一般と云つたものでなければならない。 ない。 それが一定の公的秩序の範圍内における勤勞の所産であるといふことを條件とするものであると考へなけれ 私は彼の經濟思想なかんづく分配理論の一項目としての財産理論についてこの點を明か クに通するどこまでも市民的個人主義的な側面をもつてゐたといふことは、深く注意さるべき點でなければ ふ點から見ても常に一定の社會を前提するばかりでなく、それは常に一定の人間關係を通じて遂行されるも これに反 肵 この點はすでに多くのホツブス研究者がホツブスの國家論の根本性格として指摘してきたところであ しかるにロッ 有 側 欍 面をもつたものでなければならない。 に對する國家の認容は單にその對象が勤勞の所靡であるといふことを條件とするものではなく ホップスの思想を特にロックのそれと對照して考察すると、 ク流の勞働所有權說は云ふまでもなくホツブス流の國法說といへどもこの側 のである。 しかしホツブスの全體主義的ないし國家主義的な立場も詳しく見て見ると、 П ッ ク以來の勞働說が個人主義的なものであることは 勤勞はそれに必要な知識や技術さらには勤勞の手段や對 のみならす、 全體主義的ないし國 この意味の勤勞はどこま にしておきたいと思 周 知 のことが 家主義 函 に對 らに

義

Ξ

朩

ッ

ブ

ス

ج\$۔

は主權者の分配に依據するといふ主張が適用される。 の福利に合致すると判斷するところに從つて各人にその一部分を割當てるといふのである。彼は一切の土地所有 が分配論の問題として先づ第 一に取上げてゐるのは土地の分配である。 すなはち、 主権者は臣民ではなくて自己自身が衡平と共同 上地 の分配 に開 しても所 有權

ツブスの經濟思想

分配に依據せしめるところから、 することができたい、 権利をもつ。 除するにすぎないといふ重要な推斷を導き出してゐる。 は原初的には主機者の恣意的分配に由來するとも云つてゐる。そして彼は土地所有をこのやうに主權者の本源的 だそれを主権者の権力からそれをもつ、 として次のごとく述べてゐる。 その財産に對して主權者の權利を排除するどとき絕對的所有權をもつといふ思想は國家を崩壞に導く傾向が 君主であらうと 切の臣民を排除してそれを使用せしめない権利に存するのであつて、 しかしもし主權者の權利もまた排除されるとするならば、 ――を排除する權利にあるのではない」と(『リヴァイアサン』第二十四章)。 すなはち彼等を外敵や和互の侵害から防衞することができない、したがつてもはや國家は 「實際、 臣民の所有權は主權者の支配權を排除するものではなく、 主權者の權力がなかつたならは他のあらゆる人が同じ物に對して同等の 各人は他のあらゆる臣民の權利を排除する所有權をもつ、 ロ く、 「一臣民がその土地に對して有する所有 その主権者― 主權者は彼等が彼にまかせた職務を實行 ――それが合議體であらうと そしてあらゆる私 他の臣民 そして彼はた のそれ 権は自餘 たある を排 7

至これを無視したりするといつた性質のものとされてゐるのではないことに注意しなければならない。 楜 とであつたのである。 所有権論の究極の目的は、 ツブスの云はド國家主義的な所有權論においても絕對的な主權者の權利は決して臣民の所有權に牴觸したり乃 『者がそれを使用する權利を排除するごとき所有權をもつといふ主張を否定してゐるのであるが、 現に彼はかう云つてゐる。 決し二臣民の所有權を否認するといふことではなくて、 「主權者すなはち (彼がその人格を代表する) 國家は共同の平和と それを基礎づけるとい しか 'n ź る ス

存在しない。」と(同第二十九章)。

右のごとくホツブスは臣民の所有權を主權者の分配に依據せしめ、

あらゆる臣民がその土地や財産に對して主

あり、 彼の所謂國家契約がすでに個人主義的であることに照應して、 れば彼等は主權者の一切の行爲を正當化し、主權者に權力を附與するに際してその行爲を自分自身の行爲となし てきたのであるからである。」と(同じ)。これは彼の所謂國家契約から導き出される必然的歸結であつた。 たりその不正を非難したり或は何らかの方法によつて誹謗したりすることを正當化するには足らない。 もしくは主権者たる合議體がその激情に驅られ自己自身の良心に反した多くのことがらをなすやう命することが た 證は何ら用意されてゐないのであつて、主權者の違反に對して責任を負ふべきものはどこまでも臣民自身であつ とも主権者の分配が衡平と自然法に合すべきだといふのは常為にすぎなかつた。 とにまかせるあらゆる臣民の意志に反し、したがつてあらゆる臣民の意志によつて無效と看做される。」と。 安全に役立つ以外の何事をもなさないと解せられるので、 そのかぎりホツブスの絶對主義の立場は一貫してゐるのであつて、彼はかう云つてゐる。 ح れが信託と自然法の違反であることは眞實であるが、 したがつて彼のなす分配にしてそれを害するものはすべて、自己の平和と安全を主権者の自由と良心 このやうな土地の分配も同じ目的でもつてなされると 彼の絶對主義的な立場はどこまでも個人主義を基 しかしこれは或る臣民がその主權 主権者のこれが遠反に對する保 「主權者たる君主 者に戦争をなし なんとな しかし もつ

や弱點を発れてゐると著へられる代表者がありうるならば、 て共同の 1: 地 平和や防衞が必ず必要とする全經費を支辦するに足らしめうると考へられるでもあらう。 の分配に際して國家自身がその一部分をもち、 その代表者によつてそれを占有したり改良を加 それは全く眞實であらう。 しかし人間の本性はさう 人間的な激情 **8**0つ

ブスの

經濟思想

現に彼は土地の國有に反對して述べてゐる。

據せしめると同 礎として**ゐ**た。

僶

力においてはどこまでも個人所有といふものを承認しこれを原則としてゐるのである。

一方においてそれを云はゞ國家主義的に非礎づけて主權者の權力に依

時に、所有

檐の問題においても、

stock) を長期 るしくは高價 石杠 や或る 特 な戦争に注ぎこむやうな貨幣に無頓着であつたり冒険的であつたりする君主や合議體 定の國家收入を設定することは無駄である、 そしてそれ は上槽が 公共 財産 (publique

である。 てゐるのである。その點、 の手に歸するや否や、 右のごとき理由によつてホツブスは國家に上地の一部分を留保することを無益と考へ國有地の拂下げを提唱し 公共の富 (Publique Riches)は非常時局が必要とするより 以外の制限によつて 制限されえないのである。」(同上) ?できない、蓋し思ふに其經費はその食慾によつてゞはなくて外的偶然と隣國の食慾とによつて制限 この種の個 人 政府の崩壞や單なる戰爭狀態に導く傾きがあるのである。 主義的市民的な立場は、 彼の國家主義的な財産論も、裏返へして見れば、 今その詳細に立入る餘裕をもたないが、ホッブスの租税論 個人主義的市民的なものであつたの 國家は規定の食物で我慢するこ されるの

穴に現はれてゐる。

主義的 哲學者ホツ に全體主義ないし國家主義の範疇をもつて律せらるべき傾向 がらであると考へられる、 のであつて、 功したイギリスに闘するか 義と矛盾するとい 濟思想も重商主義の範疇をもつて律せらるべきものである。 おもふに近代の成立期における全體主義もくしは國家主義とも考へらるべき思想傾向は決して初めか なはホ 市民 的的 ブスの經濟思想の檢討もまたこの結論を確證するやうに思 重商主義は全體主義ないし國家主義の範疇に屬するものときめられてゐる、 'n このことは例へばアダム・スミスなどに最も明瞭に滑取されるごとく個人主義ない Ť 5.な立場はどこまでも商業市民的すなはち重商主義的であつたと云はなければならないので (掛稿トーマス・マンの『財寶論』本誌昭和十八年三月)。 ス 0 っ 經 たものではなかつたのである。 一所思想の けだしそこにイギリスにおいて東商主義の成功しえた最も重要な原因 ぎり、 重商主義的 その根柢にはすでに個人主義的ないし自由主義的とも云はるべ 性 一格の一 層詳 少くともイギリ しい究明はこれを別論に譲ることゝし 所がは すなはち、 十七世紀のイギリスを代表する最も たらいてゐることゝ共に深く注意さるべ スにおいてはさうであつた。 は れる。 財産論に見られるごときホ すでに述べ しかし重商主義の最 たごとくホッブ し自由 、き傾向 Ø **力**> ップ 包括的 こっつが つって ら個 ス が を ある あ ス ħ う te Ŧ